

ハーバーマスのアイデンティティ論：憲法パトリオ ティズム論を中心に

牧野, 正義

九州大学大学院比較社会文化学府国際社会文化専攻 | 九州大学グローバルCOEプログラム「新炭素資源学」

<https://hdl.handle.net/2324/25229>

出版情報：西日本哲学年報. 16, pp.91-107, 2008-10-05. 西日本哲学会
バージョン：
権利関係：

ハーバーマスのアイデンティティ論

— 憲法パトリオティズム論を中心に —

牧野正義

はじめに

本稿の目的は、ユルゲン・ハーバーマスのアイデンティティ論について検討することである。筆者の研究課題は政治理論の観点から、広い意味でのシティズンシップ、すなわち市民としてのあり方の問題に関するハーバーマスの討議理論の意義について検討することであるが、市民のアイデンティティのあり方という問題もシティズンシップに関して考えるべき重要な論点の一つであると思われる。よく知られているように、ハーバーマスは市民が共有すべきアイデンティティの規範的モデルとして「憲法パトリオティズム」という考え方を提唱しており、本報告でもそれを中心にハーバーマスのアイデンティティ論を検討することにした。以下ではまず第一節でハーバーマスのアイデンティティ論の一般的な特徴を確認し、第二節で憲法パトリオティズムとは何かということについて、最後に第三節でその問題点について検討したい。

一 一般的な特徴

ハーバーマスのアイデンティティ論の一般的な特徴としてまず第一に挙げることができるのは、その理論において、各人のアイデンティティが率直な形で表現され相互に承認される可能性に重要な位置が与えられていることである¹⁾。ハーバーマスも哲学における言語論的転回を踏まえ、あらゆるアイデンティティは言語を通じて構成されるものであるという前提に立っているが、ただハーバーマスの場合においてはそれだけでなく、コミュニケーションが成功するための条件として、各人のアイデンティティが実際の行為動機との整合性という観点から明確な形で再構成され相互に承認されるということを重視する、という特徴がある。こうしたコミュニケーション観は、『認識と関心』以来の主題である、無意識的な自己欺瞞としての「体系的に歪められたコミュニケーション」への批判に見ることができ(Cf. *Entf.*: 277 訳 237) 、コミュニケーション的行為が成功裏に行われるためには「誠実性」の妥当要求が満たされていなければならないという議論などに引き継がれていると見ることができる(*RH:* Kap.1.3)。

以上がハーバーマスのアイデンティティ論の第一の一般的特徴であるが、その第二の特徴は、その理論が、各人のアイデンティティの承認が近代以降においても可能となる条件を探究するものである、という点にある。「誠実さ」を重視するコミュニケーションというC・テイラーの「本来性」の倫理も連想させるかもしれないが(テイラー 2004)、ハーバーマスとテイラーの相違点は、テイラーがアイデンティティの承認は特殊な共同体の解釈の地平の中でしか行われえないと考えるのに対し、ハーバーマスはそうしたこそ近代以降では不可能であり、むしろ既存の共同体の地平を超え出ることによってしかアイデンティティの承認は行われえないと考える、という点にある²⁾。ハーバーマスはミードの主体性理論を再構成しながら、自我同一性は他者の承認を通じてのみ確認することができること、しかし脱慣習的段階においては、所与の共同体

の地平に規定される慣習的段階とは異なり、道徳的事柄（自己規定、自律性、正義の問題）と倫理的事柄（自己実現、ユニークな同一性、善の問題）とが区別された上で、それらの両方について無制限のコミュニケーション共同体の投企を通じて再構成される必要があることを論じている（ND: 210-34訳 269-90）。このうち前者の道徳的妥当性の条件について説明するのがハーバーマスの討議倫理学であり、ここでは道徳規範の妥当性が関与者間の合理的討議を通じて合意の可能性という条件に依存すること（討議原理）、および論議の不可避的な前提から導かれる論証規則としての普遍化原則がありうべき合意の基準となるということが示されている。⁴

以上がハーバーマスのアイデンティティ論の一般的な特徴であるが、こうした近代以降においても可能なアイデンティティの承認の条件を批判の基準とするハーバーマスの考え方に對しては、そうした可能性をいくら追求しても、その過程でそこから必然的に排除される「他者」を生み出さざるを得ないという、ポストモダンの観点からの原理的な批判がありうる。筆者もこうした批判に全面的に反論しようとするものではないが、そうした批判を受け入れるにせよ斥けるにせよ、近代以降においても可能なアイデンティティ形成の可能性の条件を示すハーバーマスのアイデンティティ論の意義と限界を正しく見定めておくという作業は必要不可欠であると思われる。ハーバーマスのアイデンティティ論は各人の善の構想とそれらの間に成立する正義の観点という二つの次元における承認の過程に関わっているが、本稿では特に、後者の次元における承認の過程にかかわる政治的アイデンティティ論について検討したい。ハーバーマスの討議理論の前提の下における政治的アイデンティティとは、各人のアイデンティティを最大限尊重するための正義の観点を介した自己理解として各市民が共有すべき集合的アイデンティティであり、ハーバーマス自身の議論においては「憲法パトリオティズム」として定式化されている。もちろん、近代以降におけるアイデンティティのあり方として政治的アイデンティティのみが重要であるというわけではないが、政治的アイデンティティは、それ以外のアイデンティティもそれと両立することが要請されるという意味で、近代以降におけるアイデンティティの不可欠な必要条件となる構成要素という位置づけを与えられるのである。

一 憲法パトリオティズムとは何か

前節では、ハーバーマスのアイデンティティ論の一般的特徴について確認したが、本節では、ハーバーマスが政治的アイデンティティの規範的モデルとしている「憲法パトリオティズム」とは何かということについて検討したい。その前にまず、ハーバーマスの一般的なアイデンティティ論と政治的アイデンティティの規範的モデルとの関係についてみておきたい。

前節で述べたように、討議理論に従えば、近代における自我同一性は倫理的・道徳的の両次元における無制限のコミュニケーション共同体の投企を通じて初めて確認され得る。ハーバーマスはこうした自我同一性のモデルを、世俗的に再構成されたキルケゴールの実存的エートスという形でも表現している (EAS: 171-2 訳 ハーバーマス 1999: 31-3)。そうした近代の自我同一性においては、普遍主義的な道徳的観点が善き生活の問題から切り離された結果行為動機からも切り離されてしまっている。道徳的観点と調和する生活形態をもたらす善の構想、すなわち「自分自身にとつての善いことを配慮する気持ち」を正義の観点へと取り込み縛るような倫理的自己理解を通じて、道徳的洞察が行為動機と接続されることが要請されることになる (ZmN: 17-26 訳 15-25)。ただこうした自我同一性は、常に他者による承認に依存したものであるから、それに相応しい環境となるような集合的アイデンティティの存在を必要とする (ZRM: 93-4 訳 104; EAS: 172-5 訳 ハーバーマス 1999: 33-7)。ハーバーマスはそうした集合的アイデンティティの特徴として、反省に開かれた普遍主義や伝統の批判的再解釈などを挙げている (ZRM: 115-21 訳 131-9)。正義の観点を介した集合的アイデンティティの形態としてハーバーマスが特に重視するのは、法共同体における市民のアイデンティティであり、ハーバーマスはそれを、人権や民主主義といった憲法原理を中心に結晶するという意味で「憲法パトリオティズム」と表現している (EAS: 125 訳 ハーバーマス 1995a: 65; nR: 149-56 訳 215-28)。あるいは別の個所では、政治的討議を経てはじめて生まれてくるものであるという意味

で、前政治的文化との対比において「政治文化」という言い方もしている (EA: Kap. 4, 5, 8)。もちろん各市民は政治的アイデンティティ以外のアイデンティティを持つことを認められるが、そうしたさまざまなアイデンティティは政治的アイデンティティと両立するものであることが要請される。

以上のように、近代における自我同一性の条件となる、道徳的観点と調和した集合的生活形態をもたらす集合的アイデンティティとして憲法パトリオティズムを形成してゆくことが要請されるわけである。しかし、憲法パトリオティズムとは正確には何であるか。ある論者はそれを、普遍主義と特殊主義との緊張を含んだ曖昧な概念であると評している (Fine & Smith: 469-73)。確かにそれは普遍主義的な法原理を尊重するものであると同時に特定のアイデンティティでもあるという特徴をもっており、次節で見られるように両者の間には実際に緊張関係が存在し得る。ただし、いかなる意味においてそうであるのかについてはより正確に把握する必要がある。ハーバーマス自身も必ずしもまとまった議論をしているわけではないので、以下ではハーバーマスの議論やそれに関する諸議論を再構成しながら述べてゆくことにしたい。

憲法パトリオティズムの特色は、それがいくつかの要素を含んだ複雑な構想であるという点にある。さらに、ハーバーマス自身もそれについて断片的に述べているだけなので、ハーバーマスの議論全体を参照しなければ誤解を招くことになる。憲法パトリオティズムの重要な特徴の一つは、それが普遍主義的な憲法原理の尊重を要請するという点にある。したがって、特殊な伝統に訴える形で政治的アイデンティティを確認することが可能であるとみなすことは許されない。しかし、憲法パトリオティズムは批判者が時に戯画化して描くような、具体的なコンテキストから切り離された単なる抽象的な観点を意味するものではない。憲法パトリオティズムは、普遍主義的な憲法原理がそれぞれのコンテキスト (例えばファシズムの克服) と結び付けられ、市民の動機や心情に浸透する過程を通じて形成されるものである。また、憲法パトリオティズムは、「普遍主義的」であるときみなされている既存の憲法規範への無条件の忠誠を意味するものでもない。前に述べたように討議理論における普遍主義は討議原理と一体をなすものであるから、普遍主義的に正当化される道徳・法規範は常に討議に開かれて

いなければならぬ。したがって政治的アイデンティティも、そのつどの内容を必要とするとはいえず、何らかの固定した内容にその基礎をおくわけではない (ZRHM: 117 訳 134)。

こうした歴史的文脈とのつながりや反省的性格という特徴の方を重視する解釈者の中には、憲法パトリオティズムを、民主的手続きの普遍的な基準を満たしているとみなされる特殊な共同体のアイデンティティへの同一化 (Michelman 2004: 178ff.)、あるいは特殊な国民的アイデンティティを民主的手続きを通じて再解釈するプロジェクトへの同一化 (Cronin 2003) として解釈する者もいる。しかしこのような解釈では、政治的アイデンティティが特定の解釈共同体の地平に拘束されることになってしまいうように思われる。こうした解釈は、前節で確認したハーバーマスのアイデンティティ論の特徴、すなわち近代におけるアイデンティティは特殊な解釈共同体の地平を超え出ることを通じてしか確認し得ないという前提と相容れるものではない。憲法パトリオティズムは、「普遍性」を体現しているとされるものであれ、反省的なものであれ、特定の国民文化の伝統の名の下に政治的アイデンティティを確認することができるとみなすことを許すものではなく、そうした所与の伝統をもそれを超える普遍主義的な観点から相対化することを要請するものであると見なければならぬ。

憲法パトリオティズムは普遍主義的原理の尊重、具体的コンテクストにおける定着、反省性といった要素を同時に含むものでなければならぬ。以下でそうした憲法パトリオティズムの意味するところを試みに示したい。

ハーバーマスによれば、法を媒体とした社会統合が成功するための条件は、普遍主義的な憲法原理に基づく法共同体の設立とその包括の範囲の拡大という同一のプロジェクトを憲法創設以来の当該共同体の先行世代と共有しそれを継続する者として市民が自らを理解するということである (ZU: 143-6 訳 122-4)。このことが含意するのは、憲法パトリオティズムにまず、自国の憲法秩序の成果を尊重することが含まれるということである。但し、それが可能となるのは先行世代の視座へ単純に同一化することによってではなく、絶えず再解釈される普遍主義的な憲法原理の視座から自国の憲法秩序の成果が確認されそれを尊重する動機が生み出されることを通じてである。このことが可能となるのは、絶えず再解釈される普遍主

義的な憲法原理の観点から、普遍主義的な憲法原理が尊重されていなかった（あるいは誤って解釈されていた）がゆえの不正に関する歴史を反省する、またそれを克服してきたことに対して誇りを抱くという形で、法共同体の市民としての倫理的自己理解（自分達は何者であり、何者でありたいか）を確認していくことを通じてである。そうした自己理解の具体例の一つが、歴史家論争において問題となったナチズムの歴史に関する解釈である。ハーバーマスはここで、ヤスパースの「集団的共通責任」の概念を引き合いに出しており、さらにそうした責任は後続世代にも引き継がれると述べている。それが引き継がれる根拠は共同体への実質的な帰属意識ではなく、普遍主義の原則の侵害を引き起こした生活形式と後続世代も（好むと好まざるとにかかわらず）家族的・地域的・政治的・知的伝統の網の日によってつながっていることに求められる（EAS: 140-2 訳 ハーバーマス 1995b 200-3）。このような倫理的自己理解は必ずしも現行の憲法秩序を全面的に肯定することにはつながるとは限らず、それに対する批判的視点としても機能しうるが、再解釈された憲法原理の理念を現行の憲法秩序が（ある程度）満たしている限りにおいて、自国の憲法秩序を歴史的成果として理解することが可能となるのであり、そうした自己理解を通じて、憲法秩序を全体として尊重しつつそれをさらに再解釈してゆくための共通の出発点が得られることになる。

このように、憲法秩序は具体的なコンテキストとのつながりの中で発展し、維持されてゆくわけであるが、過去や現在のコンテキストと結びついた既存の憲法原理解釈は、不動のものでも逃れることのできない伝統の地平を構成するものでもなく、普遍主義的観点から憲法原理をさらに再解釈してゆく過程において顧慮されるべき一つの、しかし無視してはならない視点を提供するものとして捉えられるべきものであり、そうしたものとして尊重することが求められるものである。後続世代が先行世代と共有するのは実体としての憲法規範（特定の憲法原理解釈）というよりもむしろ、普遍主義的な憲法原理に基づくプロジェクトである。したがって憲法パトリオティズムには、自国の憲法秩序をその成果を踏まえ全体として尊重しつつも、そのつどのコンテキストにおいて（討議に開かれた）普遍主義的に正当化しうる観点から憲法規範を再解釈（適用、

解釈^①、追加、修正という形で）してゆく行為を相互に尊重しあうという共同の志向が含まれる（cf. Müller 2007: 52ff.）。具体的な規範は常に反省に開かれたものでなければならぬのであるから、既存の憲法規範（やその解釈）を全て尊重しななければならないというわけではなく、場合によっては個々の憲法規範（やその解釈）に反対しても構わないし、憲法秩序全体を尊重するなどの条件を満たしている限り市民的不服従も認められうる（他の市民に対しても同様の資格を認めなければならぬ）（cf. nU: 114 訳 1356）。こうした具体的な再解釈の過程の中で、憲法秩序の成果を尊重しつつも、憲法原理の既存の解釈枠組みにとらわれることなく普遍主義的観点からそれを再解釈してゆくための相互の規範的期待が形成されることになる。既存の憲法原理解釈の視点やそれと結びついた倫理的自己理解は、それだけでというよりも、こうした規範的期待とともにそのつどのコンテクストの中で確認され市民の動機の中にも浸透してゆくのであり、そのような過程を通じて形成されるアイデンティティ（政治文化）が憲法パトリオティズムであることができる。憲法パトリオティズムは、理想的な場合においては、憲法秩序を否定することなくその包括の範囲を拡大する方向でそれを再解釈することを可能にし、そうした再解釈により市民の倫理的自己理解が更新され、また憲法秩序がそうした解釈の変化を反映したものとなることを可能とすることにより、さらなる再解釈のための共通の出発点を提供するという形で、循環的な過程を形成することができる。またそうした循環過程が少なくともある程度存在する限りについて維持され得るものである。

以上において素描したように、憲法パトリオティズムは、普遍主義的正義の観点から見た自国の憲法秩序の成果を尊重しながら、憲法原理の既存の解釈枠組みにとらわれることなく普遍主義的観点からそれをさらに再解釈してゆくことへの共同の志向、として理解される。こうした政治的アイデンティティには、憲法原理の再解釈や市民の倫理的自己了解の確認における公共的正当化やそれへの参加といった、ある種の市民的徳性の尊重という要素が含まれているとみなすこともできる。ただし注意しなければならないのは、討議理論的前提によって憲法パトリオティズムを形成することが要請されるということとは、それだけで、他の市民に対して市民的徳性を要求する正当な理由を提供するものではない、ということである。討議

において投企されるべき正義という参照点は實在論的にはじめから前提しうるものではなく、討議の中で論議の不可避の前提が相互に十分に満たされ実際によき論拠が生み出される過程ではじめて生じてくるものであるからである。討議理論は市民的徳性が相互に尊重されるような政治文化の形成を要請するが、それは、公共的理性使用の要件それ自体が論争の対象となるのであり、各市民が自ら実際によき論拠を生み出すよう努めることを通じてのみ徳の要求が正当なものとなさされるようになるということを含意するものである¹⁵。

三 憲法パトリオティズムの問題点

前節では憲法パトリオティズムとは何かということについて検討した。以下では、前節で解明した憲法パトリオティズムという考え方に問題はないのかという点について検討することにした。

憲法パトリオティズムの構想に対するよく知られた批判としては、そうした普遍主義的な連帯ではあまりにも希薄で政治的統合の力を提供し得ないのではないかと、リベラル・ナショナリズムや共和主義からの批判がある（二、タミール 2006； ヴイローリ 2007）。しかし、上に述べたように、憲法パトリオティズムは具体的な歴史的文脈・経験やそれらと結びついた感情・動機から切り離されているわけではなく、そうした文脈・経験・感情・動機が普遍主義的な観点から行われる憲法原理の再解釈のための共通の地平を提供するという仕方である。また、上のような批判は経験的な問いと規範的な問いを混同しているともいえる（Hayward 2007: 186-9; Shabani 2003: 156-66）。そもそも前政治的な帰属意識や特殊な政治制度に基づく連帯が現代において憲法パトリオティズムよりも強い統合力を保ちうる保証があるわけではないだろう（cf. Müller 2007: 73）。

但し、憲法パトリオティズムが他の構想より優れているとしても、それが内在的な問題を抱えている可能性はある。J・

ミュラーは、憲法パトリオティズムが「国家主義的ナショナリズム」や「市民宗教」の一形態であるという批判に対して、憲法パトリオティズムは普遍主義的観点からの再解釈の余地を残しておくことをその眼目とするものであるから、そうした批判は概念的には当たらないとしながらも、経験的には、そうしたものに墮することを免れる保証はないと論じている (Miller 2007: 74-85, 86-7)。前節で論じたように、憲法パトリオティズムは固定した内容や特殊な伝統 (「普遍性」を体現している) とされるものや反省的に継承されるものを含む) に訴えることにより政治的アイデンティティが確認可能であるとみなすことを許容するものではないし、また徳の要求を一方的に押し付けることによって形成されてよいものでもなく、そうした誤解に基づく批判は意味をなさないが、憲法パトリオティズムが結果として現状維持的な効果をもたらしてしまう可能性が全くないとはいえない。先に述べたように、憲法パトリオティズムは何らかの固定した内容にその基礎をおくものではないが、それでもそのつどの内容は必要とする。ミュラーが問題視するのは、そうしたそのつどの内容を構成する記憶と好戦性 (militancy) に関してである (Miller 2007: 109-19)。前に述べたように、憲法パトリオティズムには絶えず再解釈される普遍主義的憲法原理の観点から歴史を反省することが含まれるが、その過程では、誤った単純なアナロジーで捉えさせてしまうこと、単なる気休めになってしまうこと、視線を過去に集中させ現在の問題に対して目を塞がせてしまうことといった危険が存在する。また憲法パトリオティズムは普遍主義的根拠の尊重を要請するものであるから、そうした条件を満たさないとみなされる市民や意見との間に必然的にそのつど境界線を引かざるを得ない。そうした好戦性は、メンバーシップからの排除、「非市民的な」言論や行為に対する法的規制や非難 (shaming) といった比較的直接的な形態から、既存の「市民的」基準から隔たった意見が道徳的・法的要求に翻訳されにくくなったりそもそも表明するのが難しくなるといった間接的な形態までさまざまな形をとることが考えられ、それらが結果として単なる現状維持的な傾向を強化してしまうような効果をもたらすということも考えられる。ただミュラーも論じるように、憲法パトリオティズムにはこれらの危険性をもたらす要素とともにそれらを修正する要素、すなわち既存の解釈枠組みにとらわれずに憲法原理を再解釈してゆくことへの

規範的期待も含まれているのであり、ある時点でそうした危険性が存在するか、あるいはどの程度存在するかは、政治文化のなかで異なった、あるいは新しい憲法原理の解釈が受容される、真剣に受け止められる、あるいは許容される余地がどの程度存在するかという経験的な条件にかかっていることができる。

こうした考え方に対しては、そもそも憲法パトリオティズムの中に含まれる合理主義的普遍主義の理念そのものがその「他者」を必然的に排除するものであるという原理的・概念的な批判がありうる。そうしたポストモダンの立場に立つ論者は、憲法パトリオティズムを同一性に対する絶えざる批判という形で再解釈する (Markell 2000)、あるいはそうした方向で修正ないし相対化する (Honig 2001; Shabani 2003; ch. 7; Morris 2006; Thomassen 2006a; 2006b) べきことを主張する。しかしそうした方向での「再解釈」では憲法パトリオティズムの中の重要な部分、すなわち現代においても可能なアイデンティティの再構成の仕方を探究するものであるという側面を見落としてしまうことになるし、また憲法パトリオティズムを修正・相対化するという主張についても、少なくともそうしたアイデンティティ再構築の可能性を正當に評価することなく放棄してしまうことは適切ではないと思われる。

憲法パトリオティズムの可能性について考慮に入れられるべきことは、その反省性の契機を確保することによって、その可能性が広がってゆく可能性はあるということである。政治文化の反省性の確保という課題に関して例えば毛利透は政治参加の機会の保障の必要性に注目し (毛利 2002: 第2-4章)、またミュラーはEUという多層的な政体における (単一のヨーロッパ・アイデンティティへの同一化ではなく) 多層的な同一化を通じた国民的・欧州のレベル双方の政治文化間における相互学習の可能性に注目している (Miller 2007: ch. 3)。ただ最終的には、政治文化の反省性は実践において示されるしかない。前に述べたように、憲法パトリオティズムにおいて重要なのは、憲法原理の既存の解釈に基づいて倫理的自己理解が確認されるということだけでなく、それを踏まえつつそのつどのコンテクストのなかで憲法原理をさらに再解釈していく過程を通じ、既存の憲法原理解釈の枠組みにとらわれない普遍主義的観点を志向するさまざまな解釈を一定程度認容し得るよ

うな、相互の規範的期待が形成されることである。憲法パトリオティズムが単なる現状維持的な効果をもたらしてしまうという危険を避けるためには、そうした規範的期待をより開かれたものにする必要があるが、普遍主義的憲法原理を尊重する憲法パトリオティズムはどんな意見でも受容しようというわけにはいかない。そこで必要となるのは、普遍主義的根拠として翻訳され、受け止められ、受容されることが可能となる意見の範囲を拡大してゆくことであり、そのためには、単にさまざまな意見の表明を互いに許容するというだけでなく、さまざまな観点を普遍主義的に正当化される道徳的・法的要求として実際に具体化してゆくよう努めることを通じて、政治文化の地平を拡大してゆくことが重要となるだろう。

おわりに

以上ハーバーマスのアイデンティティ論について政治的アイデンティティ論を中心に検討してきた。討議理論的観点から導かれる政治的アイデンティティの形態としては、これまで論じてきた憲法パトリオティズム以外に、法的問題ではなく道徳的問題にかかわる市民社会における「政治的」アイデンティティや、グローバルなレベルの法共同体における政治的アイデンティティといった形態を考へることも可能かもしれない¹⁶。市民のアイデンティティのあり方は政治と政治哲学にとって重要なテーマの一つであるが、それについて考へる際にはアイデンティティからの距離のとり方を考へるだけでなく、現代において可能なアイデンティティをより豊かな形で再創造してゆく可能性はないかを考へることをやめないことも重要であると思われる。その際、そのための条件を提示するハーバーマスの討議理論において構想されている政治的アイデンティティについて、それを誤った理解に基づいて擁護することはもちろん、その可能性を正しく把握しようとすることなく安易に放棄してしまうことは少なくとも避ける必要がある。本稿がそのために多少なりとも貢献できていれば幸いである。

註

- (1) ある論者はハーバーマスのコミュニケーション観の特徴を、「率直な語り」(plain speech)の重視と表現してゐる (Peters 1993: 546, 562ff.)。
- (2) したがって、テイラーが展開しているような、特定の文化の存続を目的とした集団的権利を正当化する議論はハーバーマスによって斥けられることになる (EA: Kap. 8)。
- (3) A・フェッラーラは、ハーバーマスの普遍主義的な道徳的討議を、人類共同体の実質的アイデンティティを説明する倫理的討議として解釈する (Ferrara: 2002a; 2002b)。しかし、複数の善の間に成立する普遍主義的正義の観点を尊重しなければならないということと、具体的な歴史を持つ人類共同体の実質的な善の地平に同一化しなければならないということとは別であり、後者のようなことが可能であるという前提は、近代の多元主義を前提とする討議理論にとって受け入れられるものではない。
- (4) 近代の世界観の多元主義社会においては、規範は特定の価値観からではなく、いかなる実質的内容をも予め前提としない合理的討議を通じて関与者間で合意が得られる可能性という観点からのみ正当化されうる (討議原理 (D)「実践的討議においてすべての関係者の同意を見出し得るような規範だけが妥当性の要求を許される」)。ありうべき合意の基準となるのは、合理的討議を通じて説得しようとするのであれば誰であれ論議の形式的前提 (参加資格の開放性、発言機会の平等、発言の誠実さ、外的・内的強制の欠如) を尊重せざるを得ないという事実によつてもたらされる、論証規則としての普遍化原則 (U)「規範は、その普遍的遵守が各人の利害状況と価値志向に対して及ぼすことが予想される結果や副次的影響がすべての関係者に強制なくして共同で受け容れられる場合に妥当する」である (EA: Kap. 1; M&H: Kap. 3)。
- (5) 法は近代への移行に伴つて内面化した道徳を機能的に補完する必要から必然的に分化してくるものであり、法的統合形式そのものを放棄するという選択肢はありえない (FuG: 143-51 訳上 140-7)。
- (6) ハーバーマスはこれを、法秩序が討議的实践を通じて (普遍主義的な道徳的観点と矛盾しない形で) 具体化されるために満たすべき形式として再構成してゐる (FuG: Kap. 3-6)。
- (7) 憲法パトリオティズムの概念史について、毛利 2002: 第 1 章、Müller 2007: ch. 1。

- (8) Muller 2007はこれらの要素に言及しているが(49-67)、それらの間の相互関係に関して不明確な点を残しているように思われる。本稿はこの点についての首尾一貫した説明を試みる。
- (9) ハーバーマスの憲法パトリオティズム論には人権や民主主義といった普遍的な憲法原理に照らして当該の憲法秩序が全体としては尊重に値するとみなされうるといふ前提条件があるものと思われる(ハーバーマスはそうでない場合の正当な(市民的不服従とは区別される)抵抗についても言及している)(nU: 87, 89, 101, 106, 111 訳: 119, 121-2, 137, 144, 151-2; EA: 170 訳: 166)。
- 国家創設世代の子孫は暗黙のうちに(移住者は明示的に)既存の憲法プロジェクトの継続に同意しているとみなされる。憲法秩序が対象とする単位集団の構成は歴史的には偶然的なものであるが、十分に機能的な公共圏を通じて、連邦主義、分権、文化的権利、平等待遇政策などの選択肢も含む「差異に敏感な包括」がなされることにより多様な生活様式の共存は原理的には可能であるというのがハーバーマスの立場である(EA: 255ff., 174 訳: 249ff., 171)。
- (10) 憲法パトリオティズム(政治文化)が現行憲法を中心に結晶するという点に関するハーバーマスによる言及として、EA: 143, 330 訳: 142, 332。
- (11) 普遍主義的な法規範やそれに関連する政治文化には国民どうしとの関係だけでなく他国民などに対する関係に関する内容も含まれる。
- (12) 憲法パトリオティズムには恥、怒り、誇りといったさまざまな感情が含まれる。
- (13) ハーバーマスはネガティブ・ナショナリズムを明確に斥けている(nU: 219-20 訳: 79-80)。日本の文脈においてそうした方向でハーバーマスを援用(誤用)する議論として、加藤一九八八。
- (14) 個々の立法行為も憲法規範の適用・解釈の一例である。
- (15) この点については、牧野二〇〇七を参照。
- (16) この点については西日本哲学会第五十八回大会での報告用ペーパーにおいて検討していたが、本稿では紙幅の都合上割愛し、機会を改めて論じることにした。

文献

- Habermas, J. (出版社はぐすれの Suhrkamp Verlag)
Enl: *Erkenntnis und Interesse*, 1973 (1968), 『認識と関心』奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳、未來社、一九八一。
ZrhM: *Zur Rekonstruktion des historischen Materialismus*, 1976, 清水多吉監訳『史的唯物論の再構成』法政大学出版局、二〇〇〇。
TKH: *Theorie des kommunikativen Handelns I, II*, 1985 (1981) 河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』上中下、未來社、一九八五、一九八六、一九八七。
MKH: *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, 1983, 三島憲一他訳『道德意識とコミュニケーション行為』岩波書店、一九九〇。
nU: *Die neue Unübersichtlichkeit*, 1985, 上村隆広他訳『新たななる不透明性』松籟社、一九九五。
EAS: *Eine Art Schadensabwehrung*, 1987。
ND: *Nachmetaphysisches Denken*, 1992 (1988), 『ポスト形而上学の思想』藤澤賢一郎・忽那敬三訳、未來社、一九九〇。
nR: *Die nachholende Revolution*, 1990, 『遅れはせの革命』三島憲一他訳、岩波書店、一九九二。
FuG: *Faktizität und Geltung*, 1998 (1992), 河上倫逸他訳『事実性と妥当性』上下、未來社、二〇〇二、二〇〇三。
EA: *Die Einbeziehung des Anderen*, 1999 (1996), 高野昌行訳『他者の受容』法政大学出版局、二〇〇四。
ZU: *Zeit der Übergänge*, 2001, *Time of Transitions*, trans. by C. Cronin & M. Pensky, Polity, 2006。
ZmN: *Die Zukunft der menschlichen Natur*, 2005 (2002), 三島憲一訳『人間の将来とバイオエニックス』法政大学出版局、二〇〇四。
- Cronin, C., "Democracy and Collective Identity" *European Journal of Philosophy* 11.1, 2003.
Ferrara, A., "The Communicative Paradigm in Moral Theory" (1996) in D. Rasmussen and J. Swindal eds, *Jürgen Habermas* Vol.3, SAGE Publications, 2002a.

- Ferrara, A., "The Ambiguity of Habermas's Notion of Generalizability" (1999) in D. Rasmussen and J. Swindal eds, *Jürgen Habermas Vol.4*, SAGE Publications, 2002b.
- Fine, R. & Smith, W., "Jürgen Habermas's Theory of Cosmopolitanism" in *Constellations* 10.4, 2003.
- Hayward, C., "Democracy's Identity Problem" *Constellations* 14.2, 2007.
- Honig, B., "Dead Rights, Live Futures" *Political Theory* 29.6, 2001.
- Markell, P., "Making Affect Safe for Democracy?", *Political Theory* 28.1, 2000.
- Michelman, F., "Morality, Identity and "Constitutional Patriotism"" (1999) in D. Rasmussen & J. Swindal eds, *Critical Theory Vol.3*, SAGE Publications, 2004.
- Morris, M., "Between Deliberation and Deconstruction" (2001) in L. Thomassen, ed., *The Derrida-Habermas Reader*, Edinburgh University Press, 2006.
- Müller, J., *Constitutional Patriotism*, Princeton University Press, 2007.
- Peters, J., "Distrust of Representation" *Media, Culture and Society* 15, 1993.
- Shabani, O., *Democracy, Power, and Legitimacy*, University of Toronto Press, 2003.
- Thomassen, L., "A Bizarre, Even Opaque Practice" in L. Thomassen, ed., *The Derrida-Habermas Reader*, Edinburgh University Press, 2006a.
- Thomassen L., "The Inclusion of the Other?" *Political Theory* 34.4, 2006b.
- ヴィローリ, M 『パトリオティズムとナショナリズム』(一九九五) 佐藤瑠威・佐藤真喜子訳、日本経済評論社、二〇〇七。
- 加藤典洋 『戦後の思考(一)』 『群像』一九九八・八。
- タミール, Y 『リベラルなナショナリズムとは』(一九九三) 押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳、夏目書房、二〇〇六。
- テイラー, C 『ほんもの』と「倫理」田中智彦訳、産業図書、二〇〇四。
- ハーバーマス, J 『二種の損害賠償』辰巳伸知訳、ハーバーマス他『過ぎ去ろうとしない過去』徳永恂・清水多吉・三島憲一他訳、人文書院、一九九五a。

ハーバーマス、J・「歴史の公的使用について」三島憲二訳、ハーバーマス他『過ぎ去ろうとしない過去』徳永恂・清水多吉・三島憲二他訳、人文書院、一九九五b。

ハーバーマス、J・『法と正義のデイスクルス』河上倫逸編訳、未来社、一九九九。

牧野正義「ハーバーマスのシテイズンシップ論——市民的徳性論を中心に——」『法学政治学論究』七三、二〇〇七。

毛利透『民主政の規範理論』勁草書房、二〇〇二。

(まさの・まさよし 九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程単位取得退学)